

環境基本計画(素案)について



市では、よりよい環境をつくるために「環境基本計画」策定のための市民意識調査などを平成7年度に実施し「基礎調査報告書」としてまとめ、平成8年度に環境審議会の意見をいただきつ「環境基本計画素案」を作成いたしました。本年度「環境基本計画」を策定するにあたり、皆さんのご意見をはがきなどでいただきたいと考えております。今回は、その素案の内容と環境基本条例の考え方についてご紹介します。

環境基本計画とは

「西」策定のための市民意見としてまとめ、平成8年「素案」を作成いたしました。皆さんのご意見をはがきでの素案の内容と環境に、残された貴重な自然環境を保

③環境学習と環境保全への 積極的行動の促進

されています。

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少など、地球環境問題は、深刻になっています。そして、それらの問題の解決のためには、「一人ひとりが「地球的規模で考え、足元から行動」」との考えに立ち、行動していくなければなりません。この環境基本計画の目的は、市民や事業者の皆さんにも参加を求めるながら、本市の環境保全を総合的・体系的に進めることにあります。

②環境にやさしさ
地域社会の実現

日常生活や事業活動と環境との関わり方を見直し、エネルギーの節約に努め、使い捨てを排して可能な限りリサイクルを進め、環境への負荷の少ない循環型社会を実現し、地球

図ることを目標とします。

- 第1章【計画の基本的事項】
- 第2章【環境の現状と課題】
- 第3章【計画の目標と基本方針】
- 第4章【具体的な施策】
- 第5章【重点施策】
- 第6章【環境配慮指針】
- 第7章【進行管理】※9年度作成予定

計画の基本目標

① みどりに恵まれた 「いのちのある環境の確保

「体」と呼び、各主体が果たすべき役割について、次のように明らかにして

(1) 市の役割

1

卷之三

(2) 市民の役割

市民は、環境について自ら学習し理解を深めるとともに、市や事業者と協力して地域の環境をまもり育て将来の世代へ伝えるため、自らの日常生活における環境への負荷の低減に努め、より広域の環境保全のために積極的な行動をとることが期待されます。

（4）市民団体の役割

本市では、従来から環境保全に向けた市民団体の活動が活発に行われ、着実に成果を上げてきました。本邦の恒久的解決のための努力を行なうとともに、市や市民などと協力してよりよい地域環境の実現を推進する役割が期待されます。

そのためには、法令に基づく規制基準の遵守のみならず、地域社会の一員としての環境保全活動への積極的な参加や取り組みを行うことも必要です。

A black and white photograph showing a dense thicket of bare, tangled branches, likely from a tree that has lost its leaves. The branches are thin and intricate, creating a complex web against a lighter background.

(3) 事業者の役割

(3) 事業者の役割

計画の実現に向けて、市・市民・事業者とともに、地域での活動の重要な役割を果たし、広い視野に立つて多様な活動を広げていくことが期待されます。

A black and white photograph showing dense, tangled branches and twigs, likely from a shrub or tree, filling the frame.

狹山市環境基本条例の制定へ向けて

A black and white photograph capturing a serene scene in a park during the early spring season. A man in a light-colored jacket and trousers walks away from the viewer along a paved path. To his left, a small wooden bridge spans a shallow stream or pond. The path is bordered by a variety of trees; some are still bare, their intricate branches reaching across the frame, while others are lush with new green leaves. On the right side of the path, two wooden park benches are positioned under the shade of a large tree. The overall atmosphere is one of quiet contemplation and the gentle arrival of spring.

狹山市では、総合振興計画に掲げる「緑と健康で豊かな文化都市」の実現のため、ごみの減量・再資源化、市民の参加を得ての各種クリーン活動の展開、公共交通・水道の整備、不法投棄監視員制度の導入など環境保全に関するいろいろな事業や施策を進めてきましたが、こうした都市・生活型公害や身近なみどりの減少、さらには、地球環境問題などは、従来通りの環境保全対策だけでは解決し得ない問

題であり、環境関連施策の新たな展開やこれまでの大規模生産・大量消費・大量廃棄型のシステムの見直しとともに、市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めが必要があります。市では市の環境保全についての基本的な考え方や、各主体の責務などを明らかにし、環境保全の施策の基本となる事項を定めた、環境基本条例を制定する予定です。

環境基本条例

この条例は、環境の保全について
基本的な考え方を定めて、市、市民、
事業者の責務を明らかにし、環境の
保全に関する施策の基本となる事項
を定めます。これにより、環境の保全
に関する施策を総合的・計画的に推
進し、現在及び将来の市民の健康で
文化的な生活の確保に寄与すること
を目的とします。